

「グローバル・ハブ大学院」として

早稲田大学大学院法学研究科
科長 近江幸治

「研究大学院」としての法学研究科

現行新制大学院制度は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」（昭和22年・学校教育法65条）ものとして、1950年に設置が認められたものです。その第1の目的は、学術研究者または大学教員の養成ですが、その後まもなく1955年に、日本社会の急激な発展に伴って、修士課程に高度の研究能力を備えた専門の職業人の養成という役割が与えられ、当法学研究科も、その使命を受けて、数多くの研究者、専門職業人を世に輩出してきました。

1990年代に入り、政治的緊張が溶けた世界は、一気に経済的発展を加速させました。ここで、生産プロセスと消費プロセスの両面において最大規模を誇る東アジア市場が動き出し、我われに対して「市場のグローバル化」という課題を鮮明に植え付けました。この動きを評して、「21世紀はアジアの時代である」とさえいわれることがあります。

法律系の学問も、この社会経済の動きと密接に関係しています。1990年代から始まった諸法律、とりわけ商法や民法など基本法の大規模な改正作業は、それを物語っています。このように、市場がグローバル化し、それに応じて法規範が共通化しつつある今日、研究体制も大学院教育も、グローバルな視点から再構築する必要性に迫られてきました。そして、2004年からスタートした専門職大学院である法科大学院（ロースクール）は、従来の研究大学院に対して、一面においては教育・研究方法に対して再検討を促し、一面においては新たな課題と使命とを突きつけました。

このなかで、当法学研究科は、「学位授与機関であり、かつそのための研究者養成機関である」という、研究大学院の本来の使命を再認識し、それを堅持して歩み出しました。そこで、世界の動きを視野に入れて当法学研究科が歩むべき道は、ただ一つ、「研究者養成」を基本とした「グローバル・ハブ大学院」への展開であると考えています。

「修士・博士」5年一貫教育のスタート

当研究科では、2007年度より、修士課程と博士後期課程の境（＝博士後期課程入学試験）を取り払い、原則として、「修士・博士」5年一貫教育システムをスタートさせました。これは、大学院の第1の目的が博士学位の取得機関であり、そのための教育機関であることを改めて確認したことであります。これにより、既に学部のとくに研究職をめざす学生が、試験という障壁にとらわれることなく研究に邁進することができるようになりました。もとより、このシステムを支えるものは、きちんとした「5年間研究プロセス」のコース指導であり、途中途中において論文計画書を提出させ、あるいは報告させて、5年終了時には立派な「博士論文」が完成できるようにしています。

しかし、「高度の研究能力を備えた専門の職業人の養成」という大学院の第2の目的も、当研究科はおろそかにしていません。2年間の修士課程における高度な研究教育課程においては、社会人や法律を専門とする職業人に対しても十分にその要請に応えています。

優秀な人材の確保

大学院の教育対象は大学院生ですから、その対象人材を充実させなければなりません。そして、「研究」が発展する基礎的条件は、研究を志そうとする者どうしが、常に切磋琢磨し、相互に批判できる状況にあること、であります。当研究科は、チャレンジ精神を持った多様で多くの大学院生が集まる環境を整えており、そのため、様々な入試制度を用意しています。

入学試験制度については、従来からの一般入学試験制度、学部学生の自己推薦制度、高度職業人教育としての社会人入試制度、外国人留学生試験制度があり、さらに2009年度からは、新たに、法科大学院修了者と現役法曹（裁判官、検察官、弁護士）の博士後期課程編入への特別選抜制度を導入しました。

「グローバル・ハブ大学院」としての役割

このことの意味は、次の3つの内容を持っています。第1は、外国人留学生の積極的な受入れです。日本政府は留学生「30万人計画」を唱えています。戦前から留学生を多く受け入れてきた早稲田大学も、現在、「8000人受入体制」を整えつつあります。当法学研究科には世界各国から多数の留学生が集まっていますが、とりわけ2006年から早稲田大学が中国・北京に北京事務所を開設して中国人留学生の入学試験の便宜を図っています。さらに、韓国、台湾、東南アジア、極東ロシアの主だった大学に対して案内状を出し、当法学研究科への留学を呼びかけています。

第2は、教員および大学院生による外国各大学・研究機関との活発な学術交流です。早稲田大学および法学研究科は、世界各国の大学・研究機関と学術交流協定を締結しており、その様々なチャンネルを通じて、海外学会・シンポジウムへの参加による共同・比較研究を行っています。この交流状況は、おそらく、日本でもトップのレベルにあると自負しています。今後は、これらの交流とその研究成果を踏まえて、また障壁のない人的資源の受入れと派遣を意識して、「グローバルな研究体制の確立、市場規範の共通化の模索、法情報の集積と発信」などを強力に進めるつもりですが、伝達手段を共通化することができるならば、「グローバル・ハブ大学院」としての役割を十分に果たすことができるでしょう。

このことに関しては、アメリカやイギリスの多くの大学では、大学院生の半分以上が外国人留学生であり、また教員の半数も外国人研究者であるという、現在の世界の趨勢を理解する必要があります。

第3は、大学院生に対するグローバル教育の実施です。従来、カリキュラムに設置された外国法教育は限定的であったため、それ以上の外国語ないし外国法の習得は、学生個人に任されていました。しかし、教育面においても、グローバル的改革が必要なことはいうまでもありません。このため、現在は、「大学院教育改革支援プログラム」の一環として、大学院生が「海外リサーチ」、「海外ワークショップ」および「比較法セミナー」を行う場合の前提として、大学院生に対し、「英語、ドイツ語、フランス語、中国語につき、学生が自分の研究について外国語で表現し、外国語で討論する能力を身に付けるための語学能力養成講座」が設置されています。

この講座は好評を博しており、今後は、これらの教育システムを通常のカリキュラムに組み込むことも必要でしょう。この点では、教養科目教員との連携教育が欠かせません。さらに、外国人研究者によるスポット的な講義や講演などを随時実施することも、大きな意義があります。

学位授与機関としての使命

法学研究科の最終的な使命・目的は、「博士（法学）」学位を授与することにあります。従来、「博士」学位は、個人の研究による成果の提出という性格が強かったのですが（特に論文博士の場合）、しかし、当研究科は、これを、「修士・博士 5 年一貫教育」という「教育システム」上の教員の責任としても捉えました。すなわち、上にも述べましたが、指導教授の適切な指導により、段階的な学習（コースワーク）をきちんと経ることによって、「博士」学位を取得させるというシステムであります。このコースワークとは、博士論文執筆のための具体的計画の実行であって、研究計画書の提出、報告会での発表、語学能力の判定などの必要事項につき、法学研究科が定めた適切な時期に行っていただくものです。

この課程によって学位を申請する場合の博士論文については、日本語を原則としますが、外国人留学生の場合、特別な事情があるときには、それ以外の言語で執筆することもできます。

「大学院教育改革プログラム」と「グローバルCOE」の取り組み

現在、法学研究科は、文部科学省支援プログラムである「大学院教育改革支援プログラム」（平成 20 年度から 3 年間）と「グローバルCOE プログラム」（平成 20 年度から 5 年間）が承認されたことに伴い、その基盤母体として、2 つのプログラム実施を最重要課題として取り組んでいます。大学院生を海外に行かせて行う「海外リサーチ」、「海外ワークショップ」および「比較法セミナー」は前者の取り組みであり、「成熟市民社会型企業法制の創造」の研究、知的財産法制研究センターによる膨大なデータベース構築、「東アジア研究拠点の形成」などは後者の研究課題です。

これら最先端の研究課題への取り組みは、大学教員と大学院生が多くの場合に共同で行っているものでありますが、単にプログラムの実施ということのみならず、各大学院生にとっても、貴重な経験であると同時に、計り知れない成果をもたらしますので、積極的に参加してください。